

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

黒石市長 高 樋 憲

市町村名 (市町村コード)	黒石市 (22047)
地域名 (地域内農業集落名)	六郷地区 (竹鼻、高館、三島、赤坂、安入、派立、中十川、留岡、長坂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月28日 令和6年10月1日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水田は大規模農家や農業法人へ貸付け、果樹を個人で経営している農業者が多い地域で、水田については担い手がいるが果樹は今後高齢化に伴い新たな受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

竹鼻について、水田利用は27経営体が担い、果樹利用も18経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していく。
高館について、水田利用は19経営体が担い、果樹利用も21経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していく。
三島について、水田利用は8経営体が担い、果樹利用も10経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していく。
赤坂について、水田利用は11経営体が担い、果樹利用も13経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していく。
安入について、水田利用は1経営体が担い、果樹利用は入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していく。
派立について、水田利用は17経営体が担い、果樹利用も18経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していく。
中十川について、水田利用は7経営体が担い、果樹利用も9経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していく。
留岡について、水田利用は4経営体が担い、果樹利用も4経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していく。
長坂について、水田利用は21経営体が担い、果樹利用も25経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,044.4 ha
------------	------------

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地で農業上の利用が行われる区域

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則として、農地中間管理事業を活用し農地を集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化等の基盤整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--